

議案第 15 号

津堅辺地に係る総合整備計画の変更について

津堅辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

農林漁業経営近代化施設の事業費の見直し等により、計画額を変更する必要があると提案する。

総合整備計画書（新旧対照表）

旧（変更前）	新（変更後）																																																																
<p>総合整備計画書</p> <p style="text-align: right;">沖縄県うるま市津堅辺地 (辺地の人口 374人 面積1.81km²)</p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 うるま市勝連津堅</p> <p>(2) 地域の中心の位置 うるま市勝連津堅299番地18</p> <p>(3) 辺地地点数 196点</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情</p> <p>本辺地は、本島より離れること海路8.1kmの東南方向に位置する離島で、農業と水産業が主たる産業である。</p> <p>島の約40%にあたる80.8haが土地改良され、そのうち、現在30haが産地指定を受けた人参の栽培が行われていることから、通称「キャロット愛ランド」と呼ばれている。</p> <p>これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や漁港施設、高齢者福祉施設などの公共的施設が整備され、生活環境は向上した。</p> <p>しかし離島という地理的制約により、生産基盤等の整備は未だ十分とはいえないため、前計画に引き続き、今計画においてもかんがい排水設備を年次的に整備することにより、生産基盤の安定化と住民所得の向上を図っていく必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和5年度から令和9年度までの5年間 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業経営近代化施設</td> <td>うるま市</td> <td style="text-align: right;">34,436</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">34,436</td> <td style="text-align: right;">34,300</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td style="text-align: right;">34,436</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">34,436</td> <td style="text-align: right;">34,300</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	農林漁業経営近代化施設	うるま市	34,436	0	34,436	34,300													合計		34,436	0	34,436	34,300	<p>総合整備計画書</p> <p style="text-align: right;">沖縄県うるま市津堅辺地 (辺地の人口 367人 面積1.81km²)</p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 うるま市勝連津堅</p> <p>(2) 地域の中心の位置 うるま市勝連津堅299番地18</p> <p>(3) 辺地地点数 199点</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情</p> <p>本辺地は、本島より離れること海路8.1kmの東南方向に位置する離島で、農業と水産業が主たる産業である。</p> <p>島の約40%にあたる80.8haが土地改良され、そのうち、現在30haが産地指定を受けた人参の栽培が行われていることから、通称「キャロット愛ランド」と呼ばれている。</p> <p>これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や漁港施設、高齢者福祉施設などの公共的施設が整備され、生活環境は向上した。</p> <p>しかし離島という地理的制約により、生産基盤等の整備は未だ十分とはいえないため、前計画に引き続き、今計画においてもかんがい排水設備を年次的に整備することにより、生産基盤の安定化と住民所得の向上を図る。さらに、防災面や担い手不足による地域コミュニティの活力低下が課題となっているため、消防職員の詰所や交流機能を有する複合施設を整備し、地域コミュニティ維持に努めていく必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和5年度から令和9年度までの5年間 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業経営近代化施設</td> <td>うるま市</td> <td style="text-align: right;">43,910</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">43,910</td> <td style="text-align: right;">43,700</td> </tr> <tr> <td>公民館その他の集会所</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">464,792</td> <td style="text-align: right;">282,028</td> <td style="text-align: right;">182,764</td> <td style="text-align: right;">112,100</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td style="text-align: right;">508,702</td> <td style="text-align: right;">282,028</td> <td style="text-align: right;">226,674</td> <td style="text-align: right;">155,800</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	農林漁業経営近代化施設	うるま市	43,910	0	43,910	43,700	公民館その他の集会所	〃	464,792	282,028	182,764	112,100			0	0	0	0	合計		508,702	282,028	226,674	155,800
施設名				区分 事業主体名	事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額																																																								
	特定財源	一般財源																																																															
農林漁業経営近代化施設	うるま市	34,436	0	34,436	34,300																																																												
合計		34,436	0	34,436	34,300																																																												
施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額																																																												
			特定財源	一般財源																																																													
農林漁業経営近代化施設	うるま市	43,910	0	43,910	43,700																																																												
公民館その他の集会所	〃	464,792	282,028	182,764	112,100																																																												
		0	0	0	0																																																												
合計		508,702	282,028	226,674	155,800																																																												

議案第16号

宮城・伊計辺地に係る総合整備計画の変更について

宮城・伊計辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

道路整備事業の見直しにより、事業期間及び計画額を変更する必要があるため提案する。

総合整備計画書（新旧対照表）

旧（変更前）	新（変更後）																																																				
<p>総合整備計画書</p> <p style="text-align: right;">沖縄県うるま市宮城・伊計辺地 (辺地の人口 662人 面積5.65km²)</p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 うるま市与那城上原・宮城・池味・伊計</p> <p>(2) 地域の中心の位置 うるま市与那城宮城31番地</p> <p>(3) 辺地度数 127点</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情</p> <p>本辺地は、与勝半島から北東へ延びる海中道路・平安座島を経て、宮城島の一部集落と伊計島の集落からなる地域で、農水産業が主たる産業となっている。</p> <p>これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や農業基盤施設等が整備され、生活環境の向上を図ってきたところであるが、島しょ地域という地理的制約等から、市街地に比べて生活環境や生産基盤等の整備は未だ十分とはいえない。</p> <p>そのため、前計画に引き続き、今計画においても道路整備や生産基盤整備を年次的に推進していくことにより、住民の生活環境の向上と生産基盤の安定化を図っていく必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">平成31年度から令和5年度まで5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>うるま市</td> <td style="text-align: right;">185,673</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">185,673</td> <td style="text-align: right;">183,400</td> </tr> <tr> <td>農林漁業経営 近代化施設</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: right;">152,672</td> <td style="text-align: right;">119,700</td> <td style="text-align: right;">32,972</td> <td style="text-align: right;">11,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">338,345</td> <td style="text-align: right;">119,700</td> <td style="text-align: right;">218,645</td> <td style="text-align: right;">194,800</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	道路	うるま市	185,673	0	185,673	183,400	農林漁業経営 近代化施設	〃	152,672	119,700	32,972	11,400	合計		338,345	119,700	218,645	194,800	<p>総合整備計画書</p> <p style="text-align: right;">沖縄県うるま市宮城・伊計辺地 (辺地の人口 624人 面積5.65km²)</p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 うるま市与那城上原・宮城・池味・伊計</p> <p>(2) 地域の中心の位置 うるま市与那城上原42番地</p> <p>(3) 辺地度数 176点</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情</p> <p>本辺地は、与勝半島から北東へ延びる海中道路・平安座島を経て、宮城島の一部集落と伊計島の集落からなる地域で、農水産業が主たる産業となっている。</p> <p>これまで、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の適用を受け、道路や農業基盤施設等が整備され、生活環境の向上を図ってきたところであるが、島しょ地域という地理的制約等から、市街地に比べて生活環境や生産基盤等の整備は未だ十分とはいえない。</p> <p>そのため、前計画に引き続き、今計画においても道路整備や生産基盤整備を年次的に推進していくことにより、住民の生活環境の向上と生産基盤の安定化を図っていく必要がある。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p style="text-align: center;">令和6年度から令和10年度まで5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>うるま市</td> <td style="text-align: right;">180,901</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">180,901</td> <td style="text-align: right;">180,600</td> </tr> <tr> <td>農林漁業経営 近代化施設</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">180,901</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">180,901</td> <td style="text-align: right;">180,600</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	道路	うるま市	180,901	0	180,901	180,600	農林漁業経営 近代化施設	〃	0	0	0	0	合計		180,901	0	180,901	180,600
施設名				区分 事業主体名	事業費		財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額																																												
	特定財源	一般財源																																																			
道路	うるま市	185,673	0	185,673	183,400																																																
農林漁業経営 近代化施設	〃	152,672	119,700	32,972	11,400																																																
合計		338,345	119,700	218,645	194,800																																																
施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額																																																
			特定財源	一般財源																																																	
道路	うるま市	180,901	0	180,901	180,600																																																
農林漁業経営 近代化施設	〃	0	0	0	0																																																
合計		180,901	0	180,901	180,600																																																

議案第17号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市を加えること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に浦添市が加入すること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものです。

別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成23年7月21日制定）の一部を次のように変更する。

第3条中「石垣市」の次に「、浦添市」を加える。

第5条中「石垣市長」の次に「、浦添市長」を加える。

第17条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、消防指令施設等の整備については、関係団体の長が協議により定めた特定の団体（以下「実施主体」という。）の当該事務に関する条例、規則等を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

第17条第2項中「関係団体の長」の次に「及び実施主体の長」を加える。

第18条第3項中「比謝川行政事務組合特別会計」を「協議会の事務所を置く関係団体の会計」に改める。

第18条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、消防指令施設等の整備の財務会計に関する事務は、実施主体の会計において処理するものとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

うるま市市道路線の廃止及び認定について

うるま市市道路線を次のとおり廃止及び認定するに当たり、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

路線の廃止

No.	路線名	起点	終点	主要な経過地
1	みどり町2-53号線	みどり町3丁目8番1地先	みどり町3丁目8番7地先	みどり町

路線の認定

No.	路線名	起点	終点	主要な経過地
1	みどり町2-53号線	みどり町2-23号線	赤野1050番6	みどり町
2	天願1-73号線	県道224号線	天願8番5	天願
3	江洲6-200号線	県道224号線	江洲135番4	江洲
4	江洲6-201号線	江洲6-200号線	江洲150番4	江洲
5	西原3-35号線	安慶名～平良川線	西原65番8	西原
6	東山30号線	国道329号線	東山11号線	石川

令和6年2月22日提出

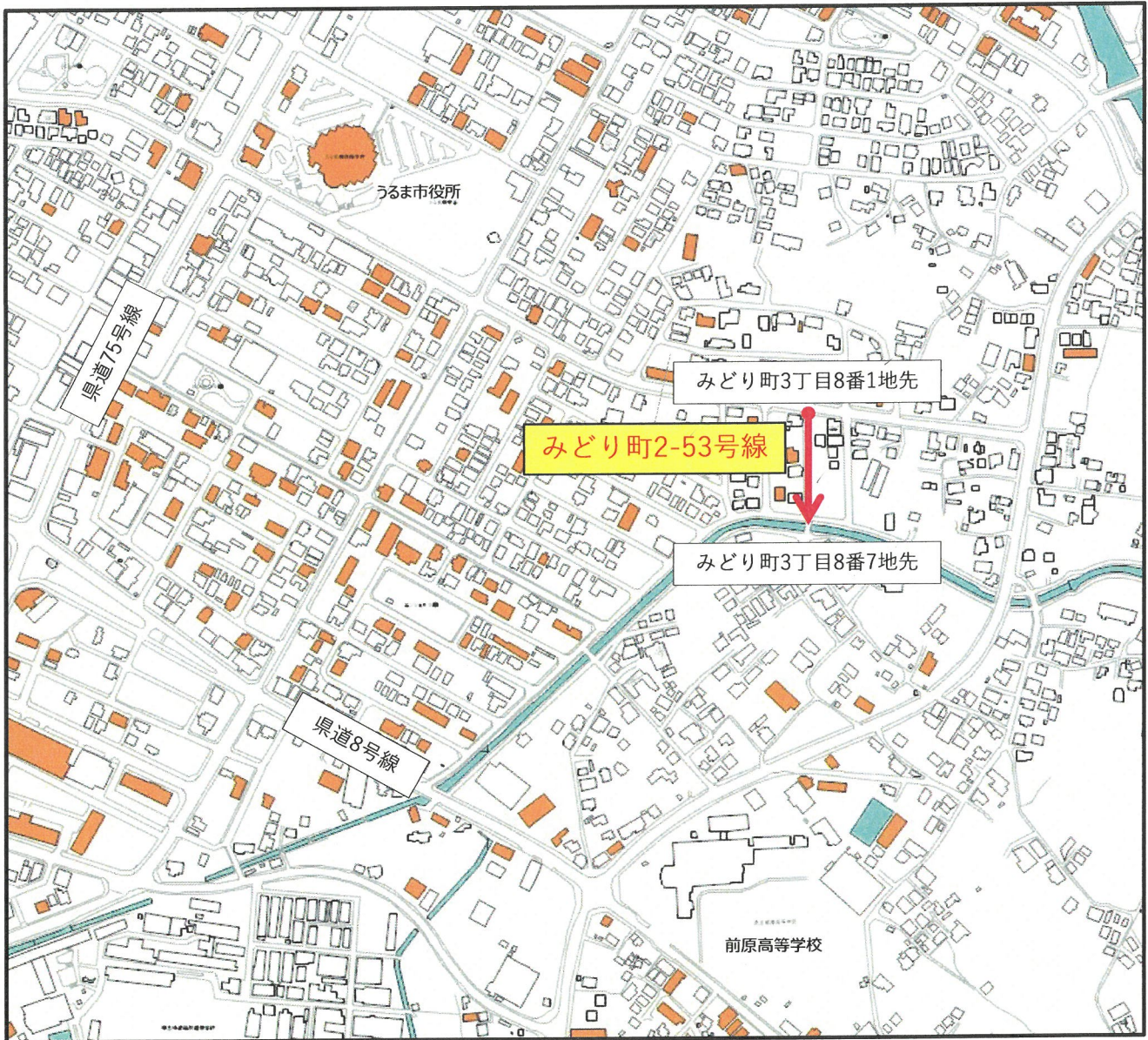
うるま市長 中村 正人

提案理由

道路の路線延長及び開発道路の市への移管に伴い、市道の廃止及び認定を行う必要があるため提案する。

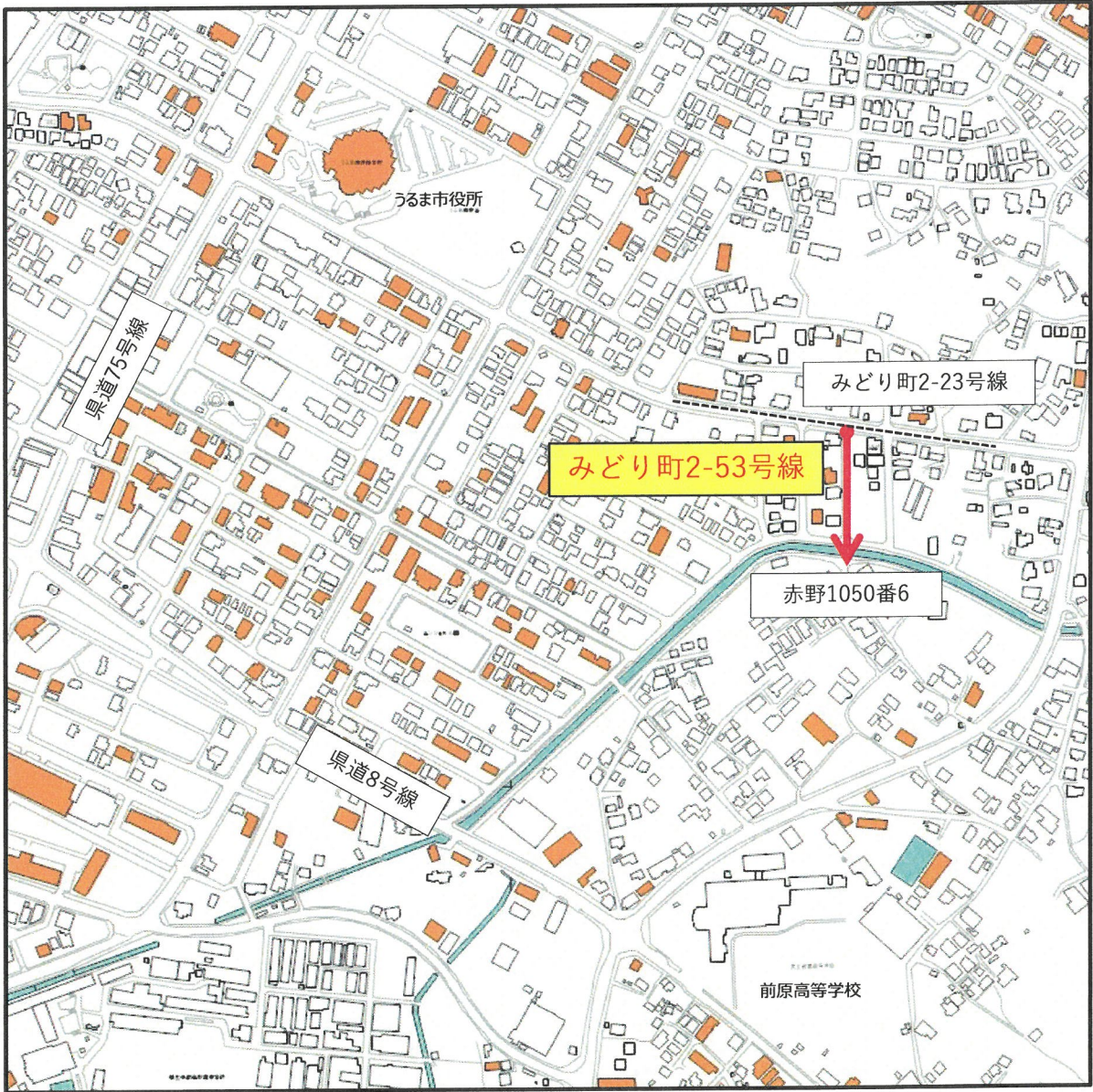
位置図

路線廃止区間



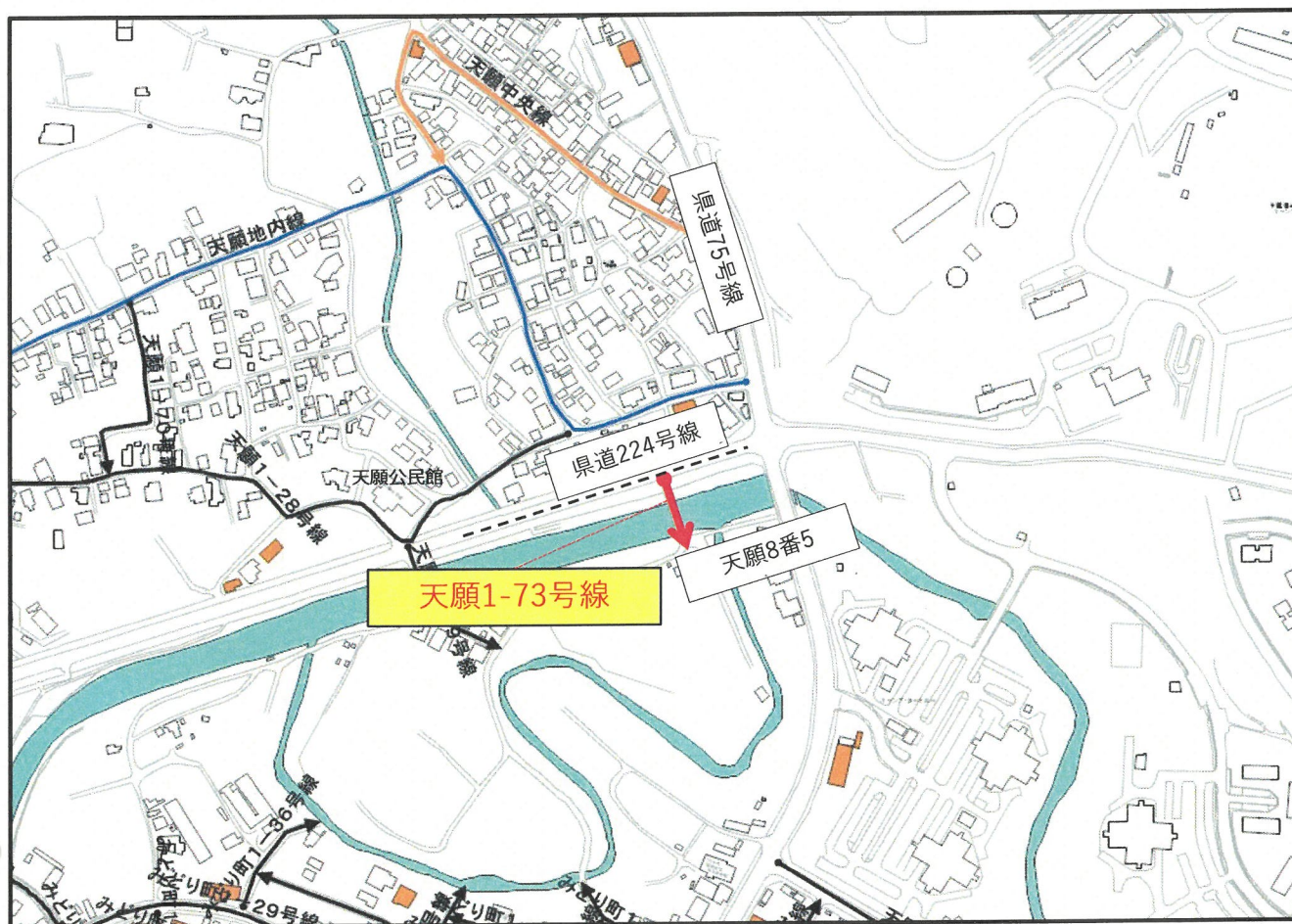
位置図

路線認定区間



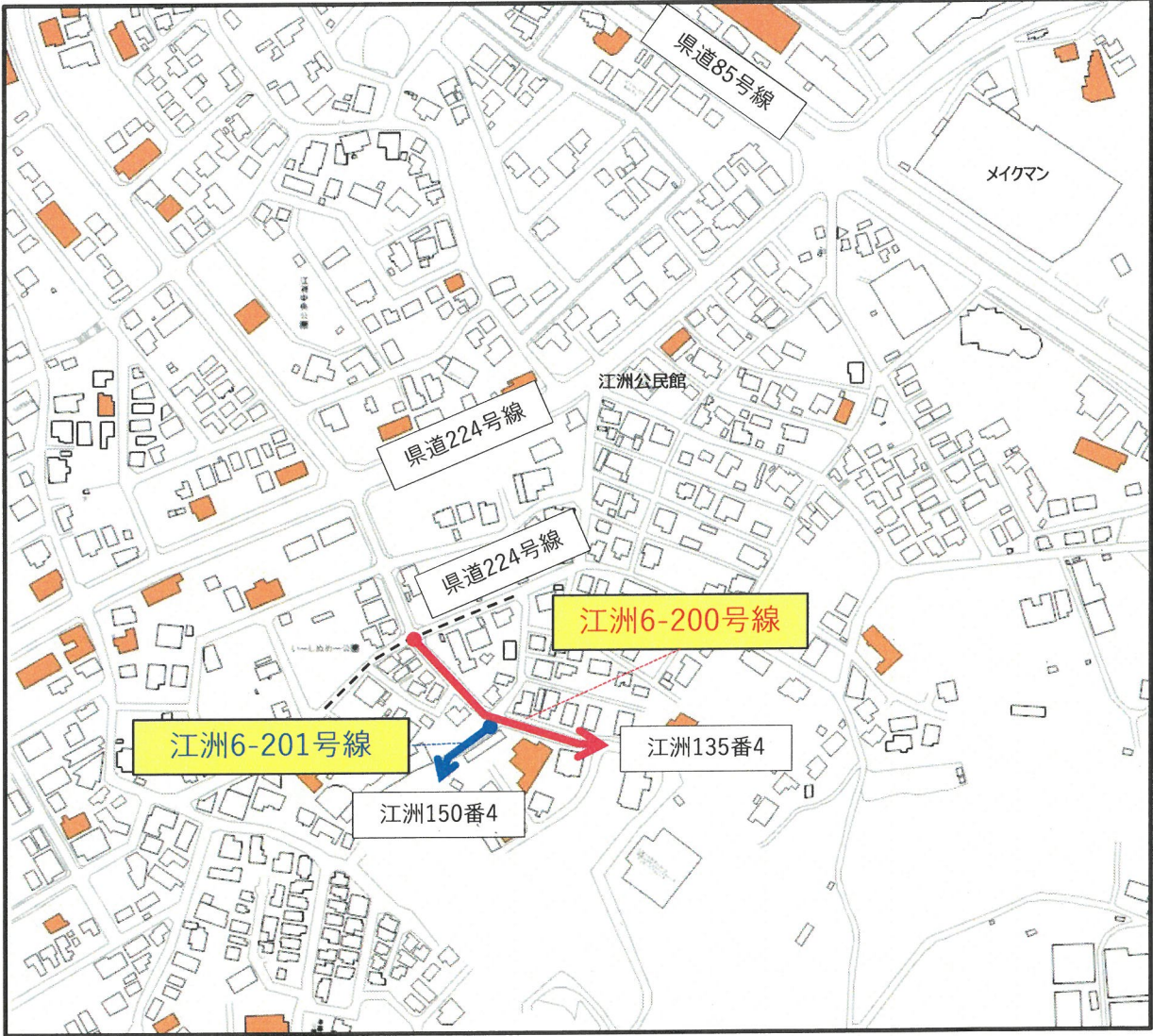
位置図

路線認定区間



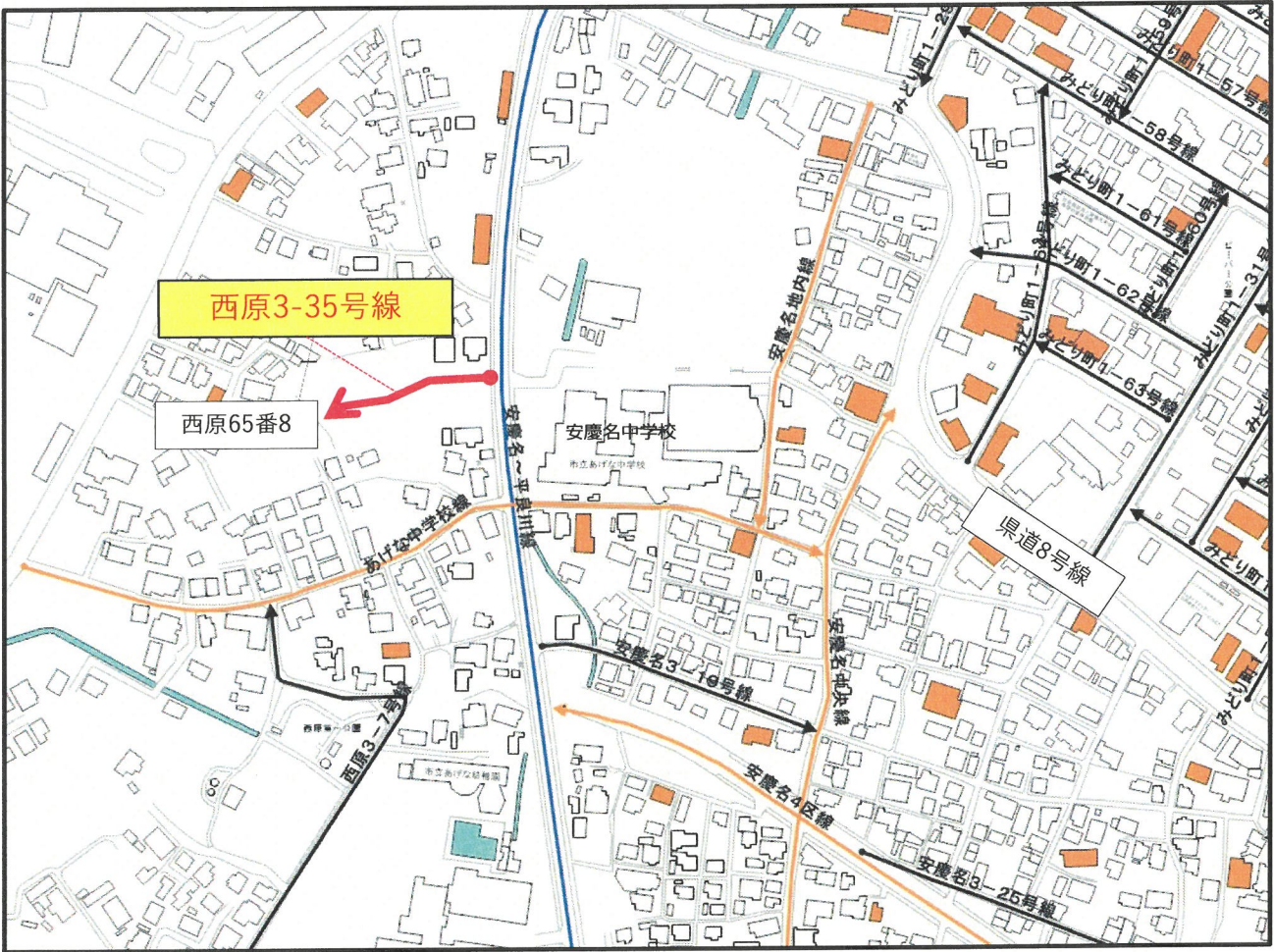
位置図

路線認定区間



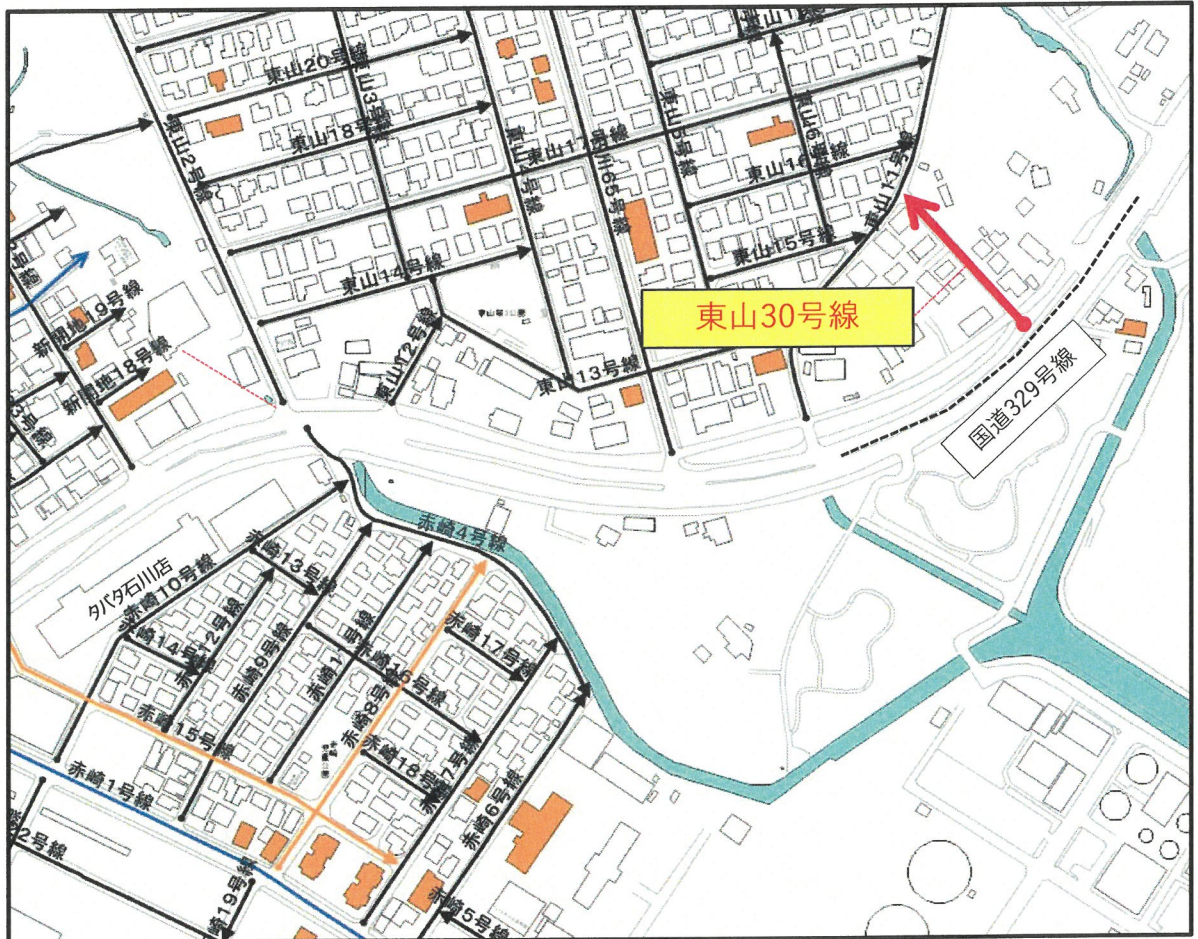
位置図

路線認定区間



位置図

路線認定区間



議案第19号

公有財産の無償譲渡について（うるま市立あげなこども園）

次の建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在 うるま市字西原129番地
- 2 建物面積 718.55平方メートル
- 3 建築年度 昭和54年度
- 4 譲渡する相手方 沖縄県うるま市みどり町二丁目22番22号
社会福祉法人みどり葉福社会 理事長 安座間 直次

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

令和6年4月1日付けでうるま市立あげなこども園が公私連携幼保連携型認定こども園に移行するに当たり、移行後の認定こども園を運営する社会福祉法人にその建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を必要とするため提案する。

議案第20号

公有財産の無償譲渡について（まこときむたかこども園）

次の建物を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

- 1 物件の所在 うるま市勝連南風原272番地1
- 2 建物面積 490.50平方メートル
- 3 建築年度 平成18年度
- 4 譲渡する相手方 和歌山県和歌山市園部381番地28
社会福祉法人まこと鳴滝会 理事長 富森 義登

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市立きむたか保育所から移行した公私連携幼保連携型認定こども園まこときむたかこども園について、令和6年4月1日付けで施設を運営する社会福祉法人にその建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を必要とするため提案する。

議案第 2 1 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のように、市が発注した委託業務に関して、市の消費税の取り扱い誤認により消費税非課税対象として取り扱い、当該業務委託料への消費税分の計上を遺漏したことで、相手方に生じた損失について和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 相手方 うるま市安慶名一丁目 8 番 1 号
社会福祉法人うるま市社会福祉協議会
会長 名護 正輝
- 2 損害賠償額 金 2, 5 4 8, 3 1 7 円
- 3 和解の概要 別紙のとおり

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

市が発注した委託業務に関して、市の消費税の取り扱い誤認により消費税非課税対象として取り扱い、当該業務委託料への消費税分の計上を遺漏したことで、相手方に生じた損失について和解及び損害賠償の額を定めるには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

(別紙)

和解条項

(事実の認定)

第1条 うるま市長 中村 正人 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会 会長 名護 正輝 (以下「乙」という。) は、次の各号に掲げる事実を確認し、認定する。

(1) 契約金額の誤り

甲が乙に発注した委託業務のうち下表に掲げる委託業務について、同表 A 欄記載の金額を委託料として契約を締結していたが、当該金額には消費税が含まれておらず、本来であれば同表 B 欄記載の金額を委託料として契約すべきであったこと。

単位：円

年度	委託業務名称	A 欄	B 欄	差額 (B 欄 - A 欄)
平成 30 年度	障害者相談支援事業	4,750,362	5,072,606	322,244
平成 30 年度	障害者虐待防止対策支援事業	3,252,000	3,495,401	243,401
平成 30 年度	障害者社会参加促進事業 (点字・声の広報等発行事業)	971,244	971,592	348
令和元年度	障害者相談支援事業	4,822,688	5,131,123	308,435
令和元年度	障害者社会参加促進事業 (点字・声の広報等発行事業)	632,436	632,695	259
令和元年度	障害者社会参加促進事業 (手話奉仕員養成事業)	795,888	796,732	844
令和元年度	障害者社会参加促進事業 (福祉機器リサイクル事業)	525,960	563,763	37,803
令和2年度	障害者相談支援事業	5,197,694	5,587,720	390,026
令和2年度	障害者社会参加促進事業 (点字・声の広報等発行事業)	648,173	651,779	3,606
令和2年度	障害者社会参加促進事業 (手話奉仕員養成研修事業)	714,936	718,883	3,947
令和2年度	障害者社会参加促進事業 (福祉機器リサイクル事業)	503,360	547,760	44,400
令和3年度	障害者相談支援事業	5,165,240	5,579,383	414,143
令和3年度	障害者社会参加促進事業 (点字・声の広報等発行事業)	732,103	738,758	6,655
令和3年度	障害者社会参加促進事業 (手話奉仕員養成研修事業)	517,169	522,887	5,718
令和3年度	障害者社会参加促進事業 (福祉機器リサイクル事業)	80,240	80,972	732
令和4年度	障害者相談支援事業	8,899,802	9,617,323	717,521
令和4年度	障害者社会参加促進事業 (点字・声の広報等発行事業)	723,470	730,048	6,578
令和4年度	障害者社会参加促進事業 (手話奉仕員養成研修事業)	626,006	631,699	5,693
令和4年度	障害者社会参加促進事業 (福祉機器リサイクル事業)	64,280	64,865	585
令和4年度	障害者社会参加促進事業 (朗読奉仕員養成研修事業)	49,082	49,528	446
令和4年度	障害者社会参加促進事業 (点訳奉仕員養成研修事業)	245,496	247,729	2,233
	合計額	39,917,629	42,433,246	2,515,617

(2) 附帯税の負担

乙は附帯税として、令和5年12月27日付けで金32,700円を納付したこと。

(3) 前2号は、甲から乙への消費税に関する情報提供の誤りに基づくものであること。

(損害の補填)

第2条 甲と乙は、前条の事実に基づき、以下のとおり和解する。

(1) 甲は乙に対し前条第1号の表A欄の合計額と同表B欄の合計額の差額2,515,617円及び前条第2号の附帯税32,700円を合計した金2,548,317円の損失が生じたことを認める。

(2) 甲は乙に対し、前号の金額を和解成立の日から14日以内に乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

(3) 前号に係る振込手数料は、甲の負担とする。

(遅延損害金)

第3条 甲が前条第1号に定める賠償金の支払が遅れた場合においては、乙は、期限日の翌日を起算日とした遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を遅延損害金として甲に請求することができる。

(清算条項)

第4条 甲及び乙は、甲乙間には本件に対し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

議案第22号

うるま市監査委員条例及びうるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

(うるま市監査委員条例の一部改正)

第1条 うるま市監査委員条例(平成17年うるま市条例第16号)の一部を次のよう
に改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 うるま市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年うるま市
条例第155号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方自治法の改正に伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第23号

うるま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 うるま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年うるま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500

33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200

78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300

1 2 3		3 0 4, 6 0 0
1 2 4		3 0 4, 9 0 0
1 2 5		3 0 5, 2 0 0

第2条 うるま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第11条の2 給与条例第27条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第27条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項前段中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第23条の2 給与条例第27条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第27条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、附則第4項及び附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のうるま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与及び費用弁償に関する条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のうるま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(うるま市職員の給与に関する条例の一部改正)

4 うるま市職員の給与に関する条例（平成17年うるま市条例第38条）の一部を次の

ように改正する。

第24条第3項中「とし、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する同項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」を削る。

(うるま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 うるま市職員の育児休業等に関する条例（平成20年うるま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

会計年度任用職員の報酬及び期末・勤勉手当を改定するため、当該条例を改正する必要がある提案する。

議案第24号

うるま市部設置条例の一部を改正する条例

うるま市部設置条例(平成17年うるま市条例第6号)の一部を次のように改正する。

	「		「	
		総務部	総務部	
		企画部	企画部	
		財務部	財務部	
		福祉部	防災広報対策部	
第1条の表中	こども未来部	を	福祉部	に改める。
	市民生活部		こども未来部	
	経済産業部		市民生活部	
	農林水産部		経済産業部	
	都市建設部		農林水産部	
		」	都市建設部	
			」	

第2条の表中

「

総務部

- (1) 議会との連絡調整に関する事。
- (2) 文書及び例規に関する事。
- (3) 庁舎の管理及び運用に関する事。
- (4) 人事及び給与に関する事。
- (5) 行政組織及び職員定数に関する事。
- (6) 行政改革に関する事。
- (7) 電子計算及び情報政策に関する事。
- (8) 契約に関する事。
- (9) 工事検査に関する事。
- (10) いずれの部にも属さない事項に関する事。

企画部

- (1) 総合的な企画調整及び統計に関する事。
- (2) まちづくり政策に関する事。
- (3) 行政経営(行政経営方針、行政評価等)に関する事。

- (4) 市長の特命事項に関する事。
- (5) 庁舎等の跡利用に関する事。
- (6) 秘書、広報及び広聴に関する事。
- (7) 防災に関する事。
- (8) 基地に関する事。
- (9) 人権に関する事。
- (10) 男女共同参画に関する事。
- (11) 平和行政に関する事。

財務部

- (1) 財政に関する事。
- (2) 公有財産の総括及び普通財産に関する事。
- (3) 公共施設マネジメントに関する事。
- (4) 税務に関する事。

」を

「

総務部

- (1) 議会との連絡調整に関する事。
- (2) 文書及び例規に関する事。
- (3) 人事及び給与に関する事。
- (4) 行政組織及び職員定数に関する事。
- (5) 行政改革に関する事。
- (6) 行政評価（事務事業評価、施策評価）に関する事。
- (7) 電子計算及び情報政策に関する事。
- (8) 契約に関する事。
- (9) 工事検査に関する事。
- (10) いずれの部にも属さない事項に関する事。

企画部

- (1) 総合的な企画調整及び統計に関する事。
- (2) まちづくり政策に関する事。
- (3) 総合計画及び行政経営方針に関する事。
- (4) 市長の特命事項に関する事。
- (5) 庁舎等の跡利用に関する事。

財務部

- (1) 財政に関する事。
- (2) 公有財産の総括及び普通財産に関する事。
- (3) 公共施設マネジメントに関する事。

- (4) 税務に関すること。

防災広報対策部

- (1) 秘書、広報及び広聴に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 基地に関すること。
- (4) 人権に関すること。
- (5) 男女共同参画に関すること。
- (6) 平和行政に関すること。

」に、

「

都市建設部

- (1) 都市計画及び市街地整備に関すること。
- (2) 土木工事に関すること。
- (3) 建築工事及び市営住宅に関すること。
- (4) 区画整理に関すること。
- (5) 公園及び緑化に関すること。
- (6) 用地の取得に関すること。
- (7) 道路、河川及び水路の維持管理に関すること。
- (8) 建築指導に関すること。
- (9) 公共施設の維持保全に関すること。

」を

「

都市建設部

- (1) 都市計画及び市街地整備に関すること。
- (2) 土木工事に関すること。
- (3) 建築工事及び市営住宅に関すること。
- (4) 区画整理に関すること。
- (5) 公園及び緑化に関すること。
- (6) 用地の取得に関すること。
- (7) 道路、河川及び水路の維持管理に関すること。
- (8) 建築指導に関すること。
- (9) 公共施設の維持保全に関すること。
- (10) 庁舎の管理及び運用に関すること。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

組織機構の改編に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第25号

うるま市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

(設置)

第1条 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)別表で定める施設整備及び維持補修に要する経費に充てるため、うるま市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、石油貯蔵施設立地対策等交付金のうち、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用の禁止)

第5条 市長は、基金に属する現金を繰り替えて運用することはできない。

(処分)

第6条 市長は、第1条に掲げる目的に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

石油貯蔵施設立地対策等交付金の効果的かつ効率的な利用を図るため、当該条例を制定する必要があると提案する。

議案第26号

うるま市沖縄県消防通信指令施設運営協議会事業特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、沖縄県消防通信指令施設運営協議会事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、繰入金、繰越金その他の諸収入をもって歳入とし、事業費、運営費、公債費、予備費その他の諸支出をもって歳出とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市沖縄県消防通信指令施設運営協議会事業特別会計を設置するため、当該条例を制定する必要があると提案する。

議案第 27 号

うるま市消防手数料条例の一部を改正する条例

うるま市消防手数料条例（平成 17 年うるま市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

<p>3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 2 万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2 万 6,000 円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3 万 9,000 円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5 万 2,000 円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6 万 6,000 円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外</p>
--	--

	<p>タンク貯蔵所 2万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円</p>
	<p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 57万円</p>
	<p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この項の3のオにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付の特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 88万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 107万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定</p>

	<p>屋外タンク貯蔵所 120万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 152万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 407万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 534万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 649万円</p>
	<p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 118万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 152万円</p>

	<p>ル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 141万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 159万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 195万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 227万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 455万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 582万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,0</p>
--	--

	<p>00キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 707万円</p>
カ	<p>岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 593万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 747万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,090万円</p>
キ	<p>屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p>
ク	<p>地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6,000円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9,000円</p>
ケ	<p>簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円</p>
コ	<p>移動タンク貯蔵所(コに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係</p>

	る審査 2万6,000円
	サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円
	シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円

」を

「

3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円 (2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 2万6,000円 (3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9,000円 (4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2,000円 (5) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6,000円
	イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

	<p>(1) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円</p>
ウ	<p>準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 57万円</p>
エ	<p>特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下の項の3のオにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付の特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 88万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 107万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリ</p>

	<p>ットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 120万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 152万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 407万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 534万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 649万円</p>
	<p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 145万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000</p>

	<p>キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 172万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 192万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 236万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 274万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 564万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 724万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク</p>
--	--

	ク 貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 879万円
カ	<p>岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 593万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 747万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,090万円</p>
キ	屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円
ク	<p>地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6,000円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9,000円</p>
ケ	簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円
コ	移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円

	サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円
	シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 28 号

うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定員等）

第 2 条 団員の定数は、137 人とし、団員の区分は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、次項に規定する機能別団員以外の団員をいう。

3 機能別団員は、市長が定める特定の任務に限り従事する団員をいう。

第 3 条第 1 号中「、又は勤務する者」を「、勤務し、又は通学する者」に改める。

別表第 1 中

「

団員	36,500 円
----	----------

」を

「

団員	36,500 円
機能別団員	10,000 円

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に職務に従事する報酬について適用し、同日前に職務に従事する報酬については、なお従前の例による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

消防団員の入団資格等を見直すため、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第29号

うるま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

うるま市道路占用料徴収条例（平成17年うるま市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	570
	第2種電柱		870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	490
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル につき 1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
広告塔	表示面積1平方メートル につき 1年	1,800	

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300
	外径が1メートル以上のもの		610
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,000	
法第32条	地下街及階数が1のもの	占用面積1平方メートル	Aに0.004を乗

条第1項 第5号に 掲げる施 設	び地下室		につき 1年	じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗 じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0.007を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			900
	地下に設ける通路			540
	その他のもの			1,000
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占用面積1平方メートル につき 1日	18
	その他のもの		占用面積1平方メートル につき 1月	180
政令第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設ける もの	表示面積1平方メートル につき 1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートル につき 1年	1,800
	標識		1本につき 1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1本につき 1日	18
		その他のもの	1本につき 1月	180
	幕（政令 第7条第 4号に掲 げる工事 用施設で あるもの	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方メートル につき 1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートル につき 1月	180

	を除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	1,800
		その他のもの		900
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル		1,000
政令第7条第3号に掲げる施設		につき 1年		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月		180

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
 - (1) 令和6年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和7年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の額の改定をするため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第30号

うるま市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例

うるま市建築確認申請等手数料条例（平成19年うるま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

住戸	1戸	24,000円
	2戸以上5戸以下	49,000円
	6戸以上10戸以下	69,000円
	11戸以上25戸以下	98,000円
	26戸以上50戸以下	142,000円
	51戸以上100戸以下	205,000円
	101戸以上200戸以下	281,000円
	201戸以上300戸以下	371,000円
	301戸以上	433,000円
共同住宅等の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下	78,000円

」を

「

住戸（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定め	1戸	24,000円
	2戸以上5戸以下	49,000円
	6戸以上10戸以下	69,000円
	11戸以上25戸以下	98,000円
	26戸以上50戸以下	142,000円
	51戸以上100戸以下	205,000円
	101戸以上200戸以下	281,000円
201戸以上300戸以下	371,000円	

る基準への適合に 関するものとして 申請する場合)	301戸以上	433,000円
住戸（建築物エネ ルギー消費性能基 準等を定める省令 第10条第2号イ (2)及びロ(2) に定める基準への 適合に関するもの として申請する場 合)	1戸	11,000円
	2戸以上5戸以下	22,000円
	6戸以上10戸以下	33,000円
	11戸以上25戸以下	47,000円
	26戸以上50戸以下	72,000円
	51戸以上100戸以下	110,000円
共同住宅等の共用 部分	101戸以上200戸以下	158,000円
	201戸以上300戸以下	205,000円
	301戸以上	229,000円
共同住宅等の共用 部分	床面積の合計が300平方メート ル以下	78,000円

」に改

める。

別表第8の1の表中「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。」を削る。

別表第8の2の表中

「

住宅部分（共同住 宅等に係るものを 除く。）	床面積が200平方メートル未満	34,000円
	床面積が200平方メートル以上	38,000円
住宅部分（共同住 宅等に係るものに 限る。）	床面積の合計が300平方メート ル未満	66,000円
	床面積の合計が300平方メート ル以上2,000平方メートル未 満	110,000円
	床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メート	186,000円

	ル未満	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	265,000円
非住宅部分（省令第10条第1号イ	床面積の合計が300平方メートル未満	215,000円
(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円

」を

「

住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	床面積が200平方メートル未満	34,000円
	床面積が200平方メートル以上	38,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	床面積が200平方メートル未満	18,000円
	床面積が200平方メートル以上	19,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（省令第10条第2	床面積の合計が300平方メートル未満	66,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	110,000円

号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	ル未満	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	186,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	265,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。)(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)	床面積の合計が300平方メートル未満	33,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	55,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	148,000円
非住宅部分(省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル未満	215,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	269,000円

」に改

める。

別表第8の3の表中

「

住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。)(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	34,000円
	床面積が200平方メートル以上	38,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものを	床面積が200平方メートル未満	18,000円

除く。) (省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル以上	19,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) (省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	18,000円
	床面積が200平方メートル以上	19,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) (省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル未満	66,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	110,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	186,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	265,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) (省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル未満	33,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	55,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	148,000円

」を

「

住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）で定める基準に適合する場合）	床面積が200平方メートル未満	34,000円
	床面積が200平方メートル以上	38,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）で定める基準に適合する場合）	床面積が200平方メートル未満	18,000円
	床面積が200平方メートル以上	19,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（省令第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）で定める基準に適合する場合）	床面積が200平方メートル未満	18,000円
	床面積が200平方メートル以上	19,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）で定める基準に適合する場合）	床面積の合計が300平方メートル未満	66,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	110,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	186,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	265,000円
住宅部分（共同住宅等に係るもの）	床面積の合計が300平方メートル未満	33,000円

限る。) (省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	55,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	98,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	148,000円

」に、

「

住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) (省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	6,000円
	床面積が200平方メートル以上	6,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) (省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	6,000円
	床面積が200平方メートル以上	6,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) (省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	6,000円
	床面積が200平方メートル以上	6,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものに	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円

限る。) (省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	44,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	77,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものに限る。) (省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	44,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	77,000円

」を

「

住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) (省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	6,000円
	床面積が200平方メートル以上	6,000円
住宅部分(共同住宅等に係るものを除く。) (省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)で定める基準に適合する場合)	床面積が200平方メートル未満	6,000円
	床面積が200平方メートル以上	6,000円

住宅部分（共同住宅等に係るものを除く。）（省令第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）で定める基準に適合する場合）	床面積が200平方メートル未満	6,000円
	床面積が200平方メートル以上	6,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）で定める基準に適合する場合）	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	44,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	77,000円
住宅部分（共同住宅等に係るものに限る。）（省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）で定める基準に適合する場合）	床面積の合計が300平方メートル未満	11,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	44,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上	77,000円

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第7、別表第8の2の表及び別表第8の3の表の規定は、この条例の

施行の日以後に申請を受理したものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第31号

うるま市営住宅条例の一部を改正する条例

うるま市営住宅条例（平成17年うるま市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

第11条第4項を次のように改める。

- 4 第1項に規定する補充入居者に関する入居順位の有効期間は、翌年4月1日から翌々年3月31日までとする。

別表第1中

「

長田団地A棟	うるま市字兼箇段 1201番地	鉄筋コンクリー ト造4階建	平成29年度	36戸
--------	--------------------	------------------	--------	-----

」を

「

長田団地A棟	うるま市字兼箇段 1201番地	鉄筋コンクリー ト造4階建	平成29年度	36戸
長田団地B棟	うるま市字兼箇段 1201番地	鉄筋コンクリー ト造4階建	令和4年度	36戸

」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び第11条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和5年6月20日から適用する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正及び長田団地の建替等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第32号

うるま市水道事業給水条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業給水条例（平成17年うるま市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第30条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第33号

うるま市介護保険条例の一部を改正する条例

うるま市介護保険条例（平成17年うるま市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「41, 484円」を「37, 752円」に改め、同項第2号中「62, 232円」を「56, 844円」に改め、同項第3号中「62, 232円」を「57, 252円」に改め、同項第6号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号イ中「令第39条第1項第1号」の次に「イ」を加え、「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「141, 048円」を「149, 352円」に改め、同号イ中「令第39条第1項第1号」の次に「イ」を加え、「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「157, 644円」を「165, 936円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「174, 240円」を「182, 532円」に改め、同号ア中「400万円以上500万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「182, 532円」を「190, 836円」に改め、同号ア中「500万円以上600万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「190, 836円」を「199, 128円」に改め、同号ア中「600万円以上700万円未満」を「620万円以上720万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同項第13号中「199, 128円」を「207, 420円」に改め、同号ア中「700万円以上800万円未満」を「720万円以上820万円未満」に改め、同号イ中「（1）に係る部分を除く。」の次に「又は次号イに該当する者を除く。」を加え、同項第14号中「207, 420円」を「224, 016円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

（14） 次のいずれかに該当する者 215, 724円

ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万4,900円」を「2万3,652円」に改め、同条第3項中「令和3年から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万4,900円」を「2万3,652円」に、「4万1,484円」を「4万2,488円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万4,900円」を「2万3,652円」に、「5万8,080円」を「5万6,844円」に改める。

第7条第3項中「ロ若しくはハ」を「ロ若しくはニ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号までに」を「第13号までのいずれかに」に改める。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

附則第10項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度から令和8年度までの保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

「うるま市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の策定に伴う介護保険料の改定及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する国の財政支援が終了することに伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第34号

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成25年うるま市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第35号

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
うるま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「中核市の長が行う研修を修了したもの」の次に「（放課後児童支援員
としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定し
ている者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

放課後児童支援員の資格要件を拡充するため、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第36号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会	子どもの貧困対策推進計画及び貧困対策施策に関し、必要な事項について調査審議すること。
-----------------------	--

」を

「

うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会	こどもの貧困対策推進計画及び貧困対策施策に関し、必要な事項について調査審議すること。
-----------------------	--

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うるま市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

」を

「

うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会委員	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

」に

改める。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

こども基本法の基本理念を踏まえ、表記を変更するため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 37 号

うるま市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

うるま市立認定こども園設置条例（令和2年うるま市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の表「うるま市立あげなこども園」の項及び「うるま市立あげなこども園分園」の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市立あげなこども園及びうるま市立あげなこども園分園を公私連携幼保連携型認定こども園に移行するため、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第38号

うるま市きむたかホール条例の一部を改正する条例

うるま市きむたかホール条例（平成17年うるま市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の1（2）の表中

「

きむたかホール	リハ ーサ ル室	600	1,100	1,400	1,600	2,300	2,700
	ラウ ンジ	300	550	700	800	1,150	1,350
	ギャ ラリ ー	1日につき2,000円					

」を

「

きむたかホール	リハ ーサ ル室	600	1,100	1,400	1,600	2,300	2,700
	ラウ ンジ	300	550	700	800	1,150	1,350
	体験 交流 室1	1時間につき500円					
	体験 交流 室2	1時間につき600円					
	体験 交流 室3	1時間につき300円					

」に

改める。

別表の2の表中

「

リハーサル室のみの使用	1時間につき	1,000円
-------------	--------	--------

」を

「

リハーサル室のみの使用	1時間につき	1,000円
体験交流室1、体験交流室2及び体験交流室3	1時間につき	500円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市きむたかホールのその他の施設の廃止及び新設に伴い、当該条例を改正する
必要があり提案する。

議案第39号

うるま市教育支援センター条例の一部を改正する条例

うるま市教育支援センター条例（令和2年うるま市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育に関する研究及び教育関係職員の研修の実施」を削る。

第3条各号を次のように改める。

- （1） 教育相談に関すること。
- （2） 特別支援教育及び教育支援に関すること。
- （3） 学校、関係機関等との連携に関すること。
- （4） その他うるま市教育委員会が必要と認める業務に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市教育支援センターの業務を見直すため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第40号

うるま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

うるま市国民健康保険税条例(平成17年うるま市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「被保険者1人について 14,000円」を「被保険者1人について23,500円」に改める。

第7条第2号中「6,500円」を「8,400円」に改める。

第9条第2号中「被保険者1人について 7,200円」を「被保険者1人について7,700円」に改める。

第11条第1項中

「第8期 翌年2月1日から同月末日まで」を

「第8期 翌年2月1日から同月末日まで

第9期 翌年3月1日から同月31日まで」に改める。

第22条第1項第1号ア中「9,800円」を「16,450円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「5,880円」に改め、同号オ中「5,040円」を「5,390円」に改め、同項第2号ア中「7,000円」を「11,750円」に改め、同号ウ中「3,250円」を「4,200円」に改め、同号オ中「3,600円」を「3,850円」に改め、同項第3号ア中「2,800円」を「4,700円」に改め、同号ウ中「1,300円」を「1,680円」に改め、同号オ中「1,440円」を「1,540円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,100円」を「3,525円」に改め、同号イ中「3,500円」を「5,875円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「9,400円」に改め、同号エ中「7,000円」を「11,750円」に改め、同項第2号ア中「975円」を「1,260円」に改め、同号イ中「1,625円」を「2,100円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「3,360円」に改め、同号エ中「3,250円」を「4,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のうるま市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

国民健康保険税の税率等を見直し国保財政の強化を図るため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第41号

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年うるま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

第4条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第42号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のように、市が発注した委託業務に関して、市の消費税の取り扱い誤認により消費税非課税対象として取り扱い、当該業務委託料への消費税分の計上を遺漏したことで、相手方に生じた損失について和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

- 1 相手方 うるま市石川東山本町一丁目20番1号
社会福祉法人起産石川
理事長 太直美
- 2 損害賠償額 金 4,791,202 円
- 3 和解の概要 別紙のとおり

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

市が発注した委託業務に関して、市の消費税の取り扱い誤認により消費税非課税対象として取り扱い、当該業務委託料への消費税分の計上を遺漏したことで、相手方に生じた損失について和解及び損害賠償の額を定めるには、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

(別紙)

和解条項

(事実の認定)

第1条 うるま市長 中村 正人 (以下「甲」という。) と社会福祉法人 起産石川 理事長 太 直美 (以下「乙」という。) は、次の各号に掲げる事実を確認し、認定する。

(1) 契約金額の誤り

甲が乙に発注した委託業務のうち下表に掲げる委託業務について、同表 A 欄記載の金額を委託料として契約を締結していたが、当該金額には消費税が含まれておらず、本来であれば同表 B 欄記載の金額を委託料として契約すべきであったこと。

単位：円

年度	委託業務名称	A 欄	B 欄	差額 (B 欄 - A 欄)
平成 30 年度	障害者相談支援事業	5,250,000	5,615,306	365,306
令和元年度	障害者相談支援事業	9,000,000	9,754,818	754,818
令和元年度	障害者虐待防止対策支援事業	3,252,000	3,534,534	282,534
令和2年度	障害者相談支援事業	9,000,000	9,822,814	822,814
令和2年度	障害者虐待防止対策支援事業	3,252,000	3,568,779	316,779
令和3年度	障害者相談支援事業	10,500,000	11,525,779	1,025,779
令和3年度	障害者虐待防止対策支援事業	3,252,000	3,542,689	290,689
令和4年度	障害者相談支援事業	5,550,000	6,078,105	528,105
令和4年度	障害者虐待防止対策支援事業	3,885,000	4,232,778	347,778
合計額		52,941,000	57,675,602	4,734,602

(2) 附帯税の負担

乙は附帯税として、令和6年2月1日付けで金56,600円を納付したこと。

(3) 前2号は、甲から乙への消費税に関する情報提供の誤りに基づくものであること。

(損害の補填)

第2条 甲と乙は、前条の事実に基づき、以下のとおり和解する。

(1) 甲は乙に対し前条第1号の表 A 欄の合計額と同表 B 欄の合計額の差額4,734,602円及び前条第2号の附帯税56,600円を合計した金4,791,202円の損失が生じたことを認める。

(2) 甲は乙に対し、前号の金額を和解成立の日から14日以内に乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

(3) 前号に係る振込手数料は、甲の負担とする。

(遅延損害金)

第3条 甲が前条第1号に定める賠償金の支払が遅れた場合においては、乙は、期限日の翌日を起算日とした遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を遅延損害金として甲に請求することができる。

(清算条項)

第4条 甲及び乙は、甲乙間には本件に対し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

議案第43号

うるま市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者をうるま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めらる。

記

氏 名 高倉 悠甫

生年月日

住 所

令和6年2月22日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

うるま市固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があり提案する。